

# 佐賀県窯業関連中小企業

合計最大 200万円

## 生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業を対象に佐賀県中小企業生産性向上支援補助金により支援を行っているところですが、令和7年8月に実施された天草陶石の値上げ等の影響により窯業界が更に厳しい状況に置かれていることから、県内窯業関連中小企業に対象を絞って生産性向上・陶土価格高騰緩和を支援します！

※第5弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金とどちらか一方のみ申請出来ます

### 補助制度の概要

詳細は裏面に記載

### 補助対象

事業名	補助内容
<p>【生産性向上分野】</p> <p>①設備投資・補修等支援事業 ②長寿命化計画策定支援事業 (補助率：2/3以内)</p>	<p>①生産性向上（高付加価値化・効率化）のための設備やシステムの導入、<b>補修</b>等費用の支援</p> <p>(例) 真空土練機の導入・更新 (※中古品も可)</p>  <p>②施設設備等の長寿命化のための計画策定費用の支援</p> 
<p>【陶土価格高騰緩和分野】</p> <p>③陶土価格支援事業</p>	<p>③佐賀県内の陶土生産者から購入する陶土（天草陶石を原材料に使用するものに限る）の購入費用の値上相当額分を支援</p> 

※令和7年8月1日以降に発生した経費に限り補助対象とします

### 公募期間

令和7年10月3日（金）～10月24日（金）

### 事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から**令和8年1月15日**までです

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により、令和8年1月31日まで期限延長が認められます

### お問い合わせ先等

◆（問い合わせ）佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688（平日9時から16時30分まで、12時から13時を除く）



佐賀型資金UP  
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談  
ください！ ☎0952-97-8135 （平日9時～17時）

相談  
無料

項目	補助制度の概要					
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀県内の窯業関連事業者のうち小規模事業者及び中小企業</li> </ul> <p>※窯業関連事業者とは以下の①又は②に該当する事業者を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①陶磁器の製造又は卸売を主たる業務とする事業者</li> <li>②陶磁器の原材料等（陶土、生地、型、生地及び型の運送、溶剤、釉薬、絵具、商品用の箱等）の製造等を主たる業務とする事業者であって、過去1年間（令和6年8月1日から令和7年7月31日）に県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入等した実績がある事業者</li> </ul>					
要件1	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の賃金UP要件又は売上減少要件のいずれかに該当すること</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃金UP要件</th><th>売上減少要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の全ての項目を満たす事業者</li> <li>①令和5年10月15日から令和7年11月30までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引き上げに伴う賃金を支給していること※1※2</li> <li>②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にすること</li> <li>③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと</li> </ul> <p>※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること</p> <p>※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない</p> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当する者</li> <li>①令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること</li> <li>②令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること</li> </ul> <p>※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造業にあっては製造原価</li> <li>②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価</li> </ul> <p>★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする</p> </td></tr> </tbody> </table>		賃金UP要件	売上減少要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の全ての項目を満たす事業者</li> <li>①令和5年10月15日から令和7年11月30までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引き上げに伴う賃金を支給していること※1※2</li> <li>②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にすること</li> <li>③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと</li> </ul> <p>※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること</p> <p>※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当する者</li> <li>①令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること</li> <li>②令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること</li> </ul> <p>※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造業にあっては製造原価</li> <li>②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価</li> </ul> <p>★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする</p>
賃金UP要件	売上減少要件					
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の全ての項目を満たす事業者</li> <li>①令和5年10月15日から令和7年11月30までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引き上げに伴う賃金を支給していること※1※2</li> <li>②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にすること</li> <li>③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと</li> </ul> <p>※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること</p> <p>※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当する者</li> <li>①令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること</li> <li>②令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること</li> </ul> <p>※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①製造業にあっては製造原価</li> <li>②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価</li> </ul> <p>★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする</p>					
要件2	<p>①設備投資・補修等支援事業 ②長寿命化計画策定支援事業      ③陶土価格支援事業 ④価格転嫁推進のための専門家派遣※</p> <p>の4取組から2つ以上の取組を実施すること（ただし陶土製造業者に限り、1つ以上の取組の実施でもよい）</p> <p>※県産業政策課が取り組む価格転嫁伴走支援プロジェクトの一つで企業に対して専門家を派遣し、現状把握、分析、原価計算の他、個社に応じた価格交渉スキルの向上に資する支援を無償で実施している。詳細は賃金UP・価格転嫁推進事務局（0952-97-8135）にお問い合わせください。</p>					
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費（税別）×2/3【生産性向上分野】</li> <li>陶土値上相当額（税別）【陶土価格高騰緩和分野】</li> </ul> <p>※千円未満切捨て</p> <div style="background-color: #e63377; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">     合計最大 200万円   </div>					
補助金の上下限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場につき15万円～200万円【小規模事業者（個人）】</li> <li>事業場につき30万円～200万円【小規模事業者（法人）】</li> <li>事業場につき50万円～200万円【中小企業（個人・法人）】</li> </ul>					

※上記は概要となりますので、詳細の要件等は必ず交付要綱をご確認ください。